

令和 3 年 9 月議会

## 生活環境委員会 報告資料

### I. 専決処分報告

- |          |   |     |
|----------|---|-----|
| ○ 報告第41号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する<br>専決処分について          | 1 頁 |
| ○ 報告第42号 | 自転車放置禁止区域標識の管理のかしに基づく損害賠償額<br>の決定に関する専決処分について | 4 頁 |

令和 3 年 9 月

道路下水道局

## 報告第41号

## 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和3年8月23日次のように専決処分した。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	29,702円

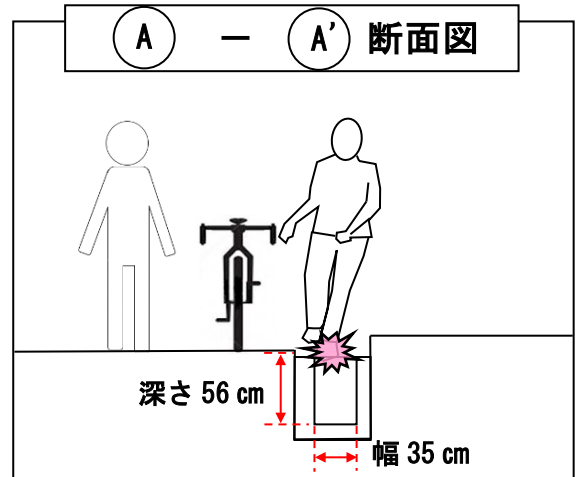
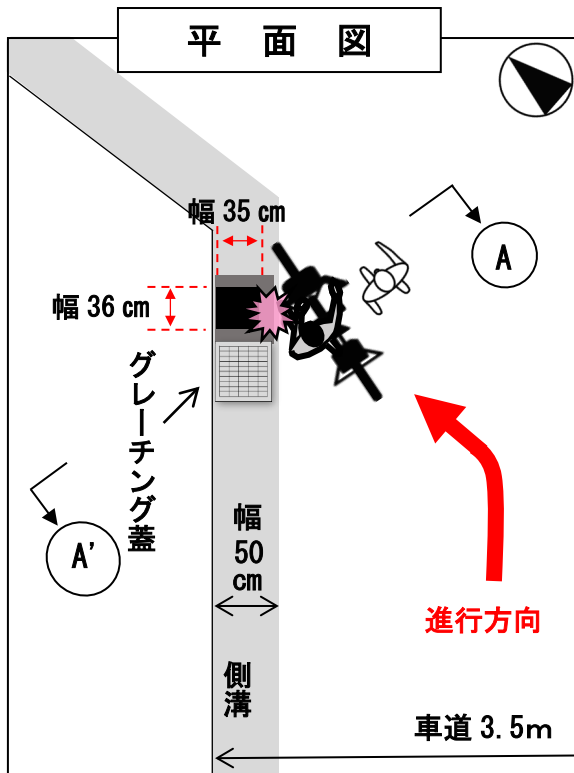
## 2 事件の概要

令和3年2月3日午後6時頃、相手方〇〇〇〇氏が、市内中央区春吉三丁目11番18号付近の市道を歩行中、当該市道に設置されていた雨水柵のグレーチング蓋が開いていたため、当該雨水柵に左足が落ち込んで負傷するとともに、衣服が破損して、損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年9月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

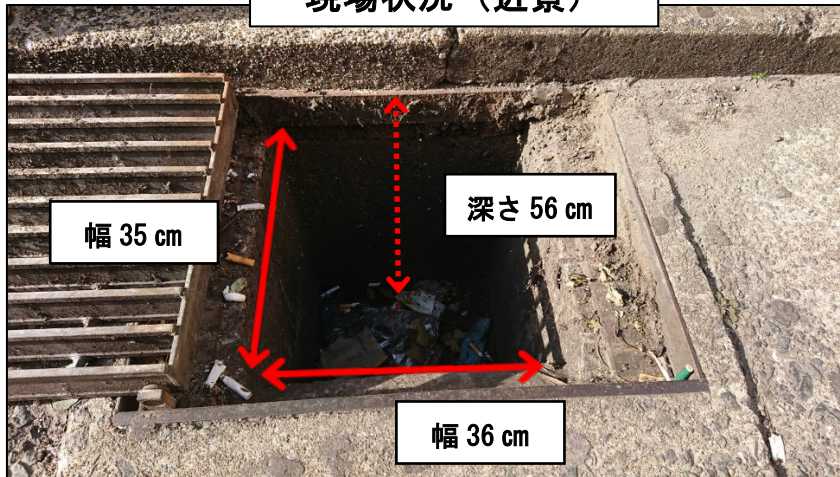


人的損害	99,008 円
物的損害	0 円
損害額計	99,008 円
<b>市の過失割合</b>	<b>3 割</b>
<b>損害賠償額</b>	<b>29,702 円</b>

現場状況（遠景）



現場状況（近景）



現場状況（閉蓋状態）



## 報告第42号

自転車放置禁止区域標識の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、自転車放置禁止区域標識の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和3年8月23日次のように専決処分した。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	6,099円

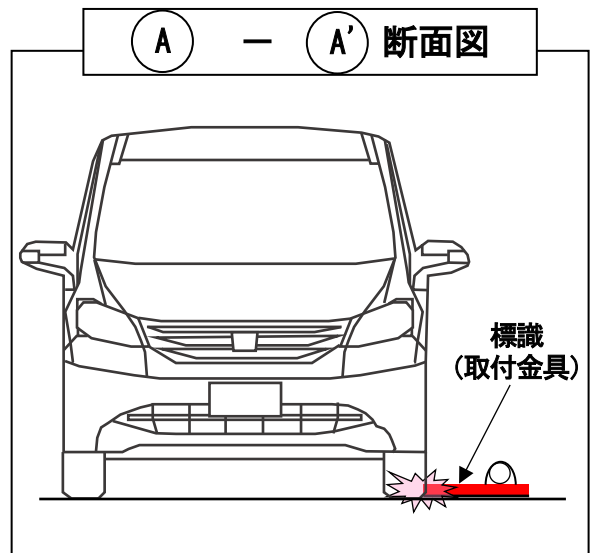
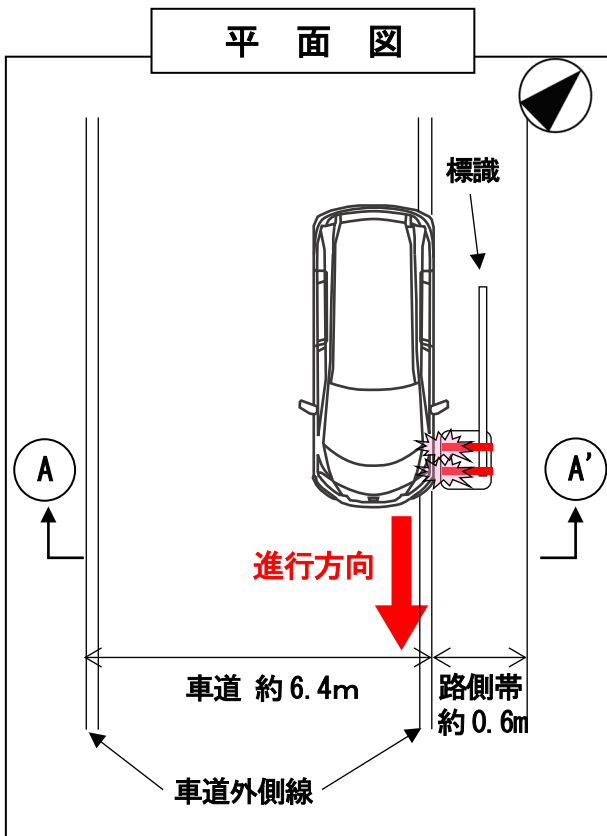
## 2 事件の概要

令和2年5月9日午後6時50分頃、相手方〇〇〇〇氏所有の小型乗用自動車が、市内博多区麦野五丁目6番3号付近の市道を走行中、当該市道に設置されていた自転車放置禁止区域標識が折れて当該市道上に倒れていたため、当該標識に接触して破損し、損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年9月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

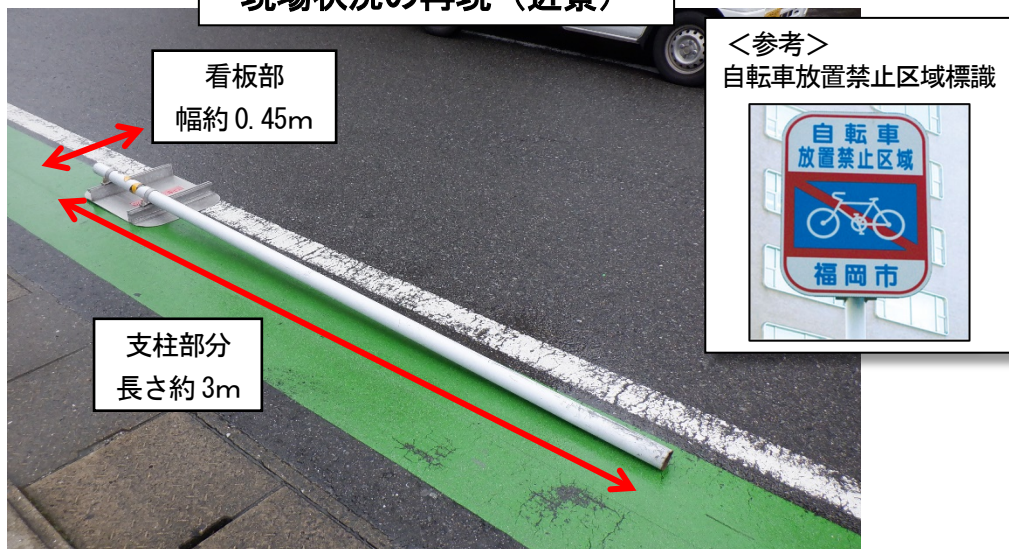


人的損害	0 円
物的損害	30,496 円
損害額計	30,496 円
<b>市の過失割合</b>	<b>2 割</b>
<b>損害賠償額</b>	<b>6,099 円</b>

### 現場状況の再現（遠景）



### 現場状況の再現（近景）



### 対応状況

